②仕様書改定案（機能要件）に関するご意見

No.	業務（選択肢から選択）	機能ID	意見の分類（選択肢から選択）	新規意見区分（選択肢から選択）	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分（選択肢から選択）	意見発出者（選択肢から選択）	全国意見照会を踏まえた対応方針				WT構成員（A市）回答欄		WT構成員（B市）ご回答欄		WT構成員（C市）ご回答欄		WT構成員（D市）ご回答欄		WT構成員（E市）ご回答欄		WT構成員（F市）ご回答欄		WT構成員（G市）ご回答欄		WT構成員（H市）ご回答欄		WT構成員（I市）ご回答欄		WT構成員（J市）ご回答欄		WT構成員（K市）ご回答欄		WT構成員（L市）回答欄		WT構成員（M市）ご回答欄		WT構成員（N市）ご回答欄		WT構成員（O市）ご回答欄		WT構成員（P市）ご回答欄		WT構成員（Q市）ご回答欄		WT構成員（R市）ご回答欄		WT構成員（x市）ご回答欄		対応方針
					修正前	修正後	分類（選択肢から選択）	詳細				大分類（事務局方針）	中分類（変更管理）	構成員（WT）確認	対応内容	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「賛成」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	
57	軽自動車税	130211	②：要件変更	①：新規意見	他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞ 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 他の地方団体情報（地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日） 旧所有者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧使用者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧標識番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 ＜他の地方団体の車両情報＞ 種別 車台番号 車名 総排気量又は定格出力 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式	他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞ 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 他の地方団体情報（地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日） 納税義務者情報（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧標識番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 ＜他の地方団体の車両情報＞ 種別 車台番号 車名 総排気量又は定格出力 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	現在の事務では、自治体間で軽二輪・小型二輪の課税物件異動通知書の発行を行っていません。 当要件内の項目に型式認定番号が含まれてしまっているように、原付と二輪で管理が必要になる情報が異なるため、当要件は原付・小型特殊に限定した要件とし、（今後自治体で軽二輪、小型二輪の課税物件異動通知書発行が必要になるのであれば）軽二輪、小型二輪の同要件は別機能IDとして設けた方がよいと考えます。	同上	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	事業者	要検討	要検討	照会	当該機能「他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。」について、機能要件を「小型二輪及び軽二輪」と「原付及び小型特殊」に分けて定義すべきかご回答ください。 ※「二輪車等に係る申告手続きの簡素化への対応」のため、小型二輪、軽二輪についても他の地方団体の情報が必要となります。	賛成		賛成	どちらでも問題はありませんが、自治体が登録機関となる原付及び小型特殊と標識回収の要否等で処理フローが全く異なるため、分けて定義した方がよいと思いました。	賛成		その他	当市が現在使っているシステムの事業者に確認した結果、機能要件を「小型二輪及び軽二輪」と「原付及び小型特殊」に分けて定義しなくても「二輪車等に係る申告手続きの簡素化への対応」ができるとのお話でした。そのため、当市では分けて定義する必要はないと考えます。ただし、「二輪車等に係る申告手続きの簡素化への対応」にあたり、全国の自治体で機能要件を分けて定義しなければ対応が難しい自治体があるのであれば、機能要件を分けるべきだと考えます。	賛成	分けて定義することが運用上望ましいと考えられるため	「小型二輪及び軽二輪」と「原付及び小型特殊」に分けて定義すべき		賛成	意見にある通り管理に必要な情報が異なるため、機能IDは分けて定義すべきかと思います。	その他	原付・小型特殊で他市廃車を受け付ける場合、市町村間で情報の確認をしますが、最も重要な情報は「納税義務者」です。 本要件について、原付と二輪で同定義としても、分けて定義しても、どちらでも良いと思いますが、分けて定義をする場合であっても、「納税義務者」の項目は必要と考えます。（所有者と使用者それぞれの情報を保持する場合であっても、納税義務者「所有者に同じ」「使用者に同じ」「（空欄）」（空欄は二輪想定（抹消の申告書からは納税義務者が分からないため））の項目を設ける） 原付と二輪では管理項目が多少異なると思いますが、運用で対応（必要項目のみ入力、それ以外は空欄で処理可）できるのであれば、問題ないと思います。	賛成	「小型二輪及び軽二輪」については同一のナンバーで課税地が変わる場合もあり（同一県内で転出して市町村が変更になった場合等）、「他の地方団体で標識交付を行った車両について」という文言に該当しない場合もあることから、機能要件を分けるべきではないかと考えます。	その他	「小型二輪及び軽二輪」で管理すべき項目を精査した上で、当件を分けて定義すべきか検討する必要があると考えます。 なお、「小型二輪及び軽二輪」で管理すべき項目は、eLTAXの団体間回送システムでやり取りされるデータ項目に合わせるべきと考えます。 ベンダから：eLTAXの団体間回送システムのデータ項目が現在の要件に一致しない場合は、別途定義するもしくは項目毎に管理有無をわかるように記載する必要があります。	賛成	機能要件を分けて別に管理されることに異論はありません。 「二輪車等に係る申告手続（税止め）の簡素化への対応」において、団体間でやり取りするファイルのレイアウトは「小型二輪及び軽二輪」と「原付及び小型特殊」は同じ形式となります。	その他	異論はございません。	賛成	「小型二輪及び軽二輪」と「原付及び小型特殊」に分けて問題なし。 また、旧所有者・旧使用者を納税義務者情報に変更するのも基本データリストに則った内容であるため、問題ありません。	反対	項目の管理方法は各ベンダのシステム構成によると思われますが、管理項目として保持していれば要件を満たしていると考えます。 ※本機能IDは実装必須となっていますが、入力項目として項目を保持していれば入力の必須・任意については問われていないと判断したため。			反対	原付・二輪にそれぞれ必要な項目が不足している訳でないのであれば、機能を分ける必要は無いと考えています。	反対	定義の問題であれば「他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。」で１つでいいのではないでしょうか。 わざわざ車種で要件を分けることに意味を感じません。 各社とも標準仕様書の機能IDごとの資料など整理していると思いますので、意味なく機能IDを増やすということは避けていただきたいです。 「小型二輪及び軽二輪」と「原付及び小型特殊」について管理し、車種にあった項目について管理することという記載であれば問題無いと思います。	賛成		その他	意見無し。	特段機能を分割する必要はないと判断したが、機能要件の記載を以下のとおり修正する。「納税義務者」の項目が必要であるため、「納税義務者区分」として定義した。また、車種にあった項目を管理することを明記した。 ■改定後 ・機能要件 他の地方団体で課税していた~~標識交付を行った~~車両について、廃車申告内容を「小型二輪及び軽二輪」と「原付及び小型特殊」の車種にあった項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜他の地方団体で課税していた~~標識車両の~~廃車申告情報＞ 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 他の地方団体情報（地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日） 納税義務者区分~~情報（氏名（名称）・住所（所在地））~~ 旧所有者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧使用者（氏名（名称）・住所（所在地）） ・4.0版への改定理由 「二輪車等に係る申告手続きの簡素化への対応」のため、小型二輪、軽二輪についても他の地方団体の情報が必要となる。小型二輪、軽二輪の税申告書には旧納税義務者情報がなく、旧所有者情報、旧使用者情報しかないため、~~旧納税義務者情報を~~旧所有者情報、旧使用者情報を追加~~修正~~した。
65	軽自動車税	130211	②：要件変更	①：新規意見	他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞ 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 他の地方団体情報（地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日） 旧所有者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧使用者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧標識番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 ＜他の地方団体の車両情報＞ 種別 車台番号 車名 総排気量又は定格出力 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式	他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞ 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 他の地方団体情報（地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日） 納税義務者情報（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧標識番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 ＜他の地方団体の車両情報＞ 種別 車台番号 車名 総排気量又は定格出力 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	現在の事務では、自治体間で軽二輪・小型二輪の課税物件異動通知書の発行を行っていません。 当要件内の項目に型式認定番号が含まれてしまっているように、原付と二輪で管理が必要になる情報が異なるため、当要件は原付・小型特殊に限定した要件とし、（今後自治体で軽二輪、小型二輪の課税物件異動通知書発行が必要になるのであれば）軽二輪、小型二輪の同要件は別機能IDとして設けた方がよいと考えます。	軽二輪、小型二輪は、陸運局で手続し、その内容が自治体へ回送されるはずであるため。	④：スクラッチ開発で実装	事業者	要検討	要検討	照会	※No.57と同様のため回答不要	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様のため回答不要	－	※No.57と同様

③仕様書改定案（帳票要件 等）に関するご意見

									要件		意見の根拠					全国意見照会を踏まえた対応方針				WT構成員（A市）ご回答		WT構成員（B市）ご回答		WT構成員（C市）ご回答		WT構成員（D市）ご回答		WT構成員（E市）ご回答		WT構成員（F市）ご回答		WT構成員（G市）ご回答		WT構成員（H市）ご回答		WT構成員（I市）ご回答		WT構成員（J市）ご回答		WT構成員（K市）ご回答		WT構成員（L市）ご回答		WT構成員（M市）ご回答		WT構成員（N市）ご回答		WT構成員（O市）ご回答		WT構成員（P市）ご回答		WT構成員（Q市）ご回答		WT構成員（R市）ご回答		WT構成員（x市）ご回答		
No.	業務（選択肢から選択）	仕様書改定案の対象（選択肢から選択）	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類（選択肢から選択）	新規意見区分（選択肢から選択）	修正前	修正後	分類（選択肢から選択）	詳細	運用想定	現行システム区分（選択肢から選択）	意見発出者（選択肢から選択）	大分類（事務局方針）	中分類（変更管理）	構成員（WT）確認	対応内容	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	全国意見照会を踏まえた対応方針（対応内容）への回答（一部項目については、プルダウンから選択してください。「報告」については疑義等がない限り回答は不要です。）	回答の理由・詳細など	対応方針
75	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	標識交付証明書	14	所有者	②：要件変更	①：新規意見		項目名称を"納税義務者"とし、該当の納税義務者データを出力する。	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	納税義務者と異なる場合のみ所有者及び使用者を管理しているため、現行管理情報の多くが、該当データなしとして空欄出力されてしまう。納税義務者情報は最重要項目であるため、適切な印字が求められる。正常な帳票発行のためには、抜本的な情報管理の見直し及び現保持データの修正が必要となり、膨大な業務が生じる。	納税義務者情報を軸に、紐づく所有者及び使用者情報を出力することで、追加業務を発生させることなく適当な帳票を発行することができる。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	担当課	反映する	修正	照会	諸元表の「内容」を以下の通り修正します。 ・項番16-18 原案（項番16-17）「」、（項番18）「"所有者"または"使用者"」 改案「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力」	賛成		賛成		賛成		賛成	特に意見なし	賛成	改案の内容が望ましいと考えられるため			賛成	No.78の意見にある通り、使用者情報は不要と考えますが、現帳票レイアウトに沿うことが前提の対応方針であるならば賛成です。	その他	意見のとおり、最重要項目である「納税義務者」を軸とし、それに付随する情報として「所有者」「使用者」の情報がある、という組み立ての方が分かりやすく、運用しやすいと考えます。 対応内容に記載の方向で修正するのであれば、納税義務者が所有者と同じ場合でも、空欄ではなく「所有者に同じ」と入った方がよいと思います。	賛成		賛成	–		照会内容について回答する立場にございません。	その他	異論はございません。	その他	№78-82の意見に同意する形になるかと思いますが、所有者欄、使用者欄を標準オプション項目とし、納税義務者欄を実装必須項目として追加することを希望します。（仕様書上のレイアウトは所有者欄、使用者欄を削除し、納税義務者欄のみへ変更する） 弊社の現行パッケージが納税義務者欄のみ設けている状況です。 納税義務者区分には「"所有者"または"使用者"」が印字されれば、問題ないと考えます。	反対	既に開発済みのベンダもあると想定されるので、ここでの仕様変更は開発に影響があると考えます。 項番16-17については、修正前の状態（所有者情報、使用者情報をそれぞれ印字する）と変更案のどちらも許容するようにしていただければ、開発に一番影響がないと考えます。 項番18については、修正前のままで良いと考えます。			その他	現行の仕様で現行システムでは支障ない為、改修は不要と考えている。 改案についてだが、所有者と同じ場合は空欄ではなく必ず「所有者に同じ」と出力する仕様にした方が運用上の誤認を防げると考えられる。	反対	変更するのであれば「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力も可とする。」という表現にしてほしい。 既に元の仕様のとおり実装して自治体へも展開しており、改案の内容で作り直すことでさらなる標準準拠システム開発の遅れにつながります。 明らかな誤りで無ければ元々の仕様を否定する改変は標準準拠システム適用のための障害になるため、考慮をお願いいたします。	その他	「所有者に同じ」と出力するのは賛同しますが、空欄は避けるべきと考えます。改ざん防止や意図的に印字していないのか、不明なのか等、様々な解釈が発生してしまうためです。発行時に何らかの理由で内容変更が必要な場合は、帳票ID0130196で実現できると考えています。 また、納税義務者区分（項番18）について、使用者に同じ場合は「使用者に同じ」と出力する想定でしょうか。その想定でしたら、現仕様で満たすため変更不要かと考えます。			諸元表の「内容」を以下の通り修正します。 ・項番16-18 原案（項番16-17）「」、（項番18）「"所有者"または"使用者"」 改案「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力も可とする。」
76	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	標識交付証明書	16	使用者	②：要件変更	①：新規意見		"納税義務者"と異なる場合は該当データを出力する。 "納税義務者"と同じ場合は空欄又は"納税義務者に同じ"と出力する。	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	納税義務者と異なる場合のみ使用者を管理しているため、現行管理情報の多くが、該当データなしとして空欄出力されてしまう。使用者情報は定置場根拠たる情報であるため、義務者情報に次いで重視し、適切な印字が求められる。正常な帳票発行のためには、抜本的な情報管理の見直し及び現保持データの修正が必要となり、膨大な業務が生じる。	納税義務者情報を軸に使用者情報を出力することで、追加業務を発生させることなく適当な帳票を発行することができる。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.75と同様のため回答不要	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	
77	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	標識交付証明書	18	納税義務者区分	②：要件変更	①：新規意見	"所有者"または"使用者"	"納税義務者"と異なる場合は該当データを出力する。 "納税義務者"と同じ場合は空欄又は"納税義務者に同じ"と出力する。	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	納税義務者と異なる場合のみ所有者を管理しているため、現行管理情報の多くが、該当データなしとして空欄出力されてしまう。また、所有者は義務者と同一であることが多く、異なる場合も、賦課に直接関係しないため重視していない。	納税義務者情報を軸に、紐づく所有者情報を出力することで、追加業務を発生させることなく適当な帳票を発行することができる。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.75と同様のため回答不要	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	
78	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	標識交付証明書	14	所有者　住所（所在地）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。標識交付証明書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.75と同様のため回答不要	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	
79	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	標識交付証明書	15	所有者　氏名（名称）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。標識交付証明書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.75と同様のため回答不要	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	
80	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	標識交付証明書	16	使用者　住所（所在地）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。標識交付証明書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.75と同様のため回答不要	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	
81	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	標識交付証明書	17	使用者　氏名（名称）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。標識交付証明書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.75と同様のため回答不要	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	
82	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	標識交付証明書	18	納税義務者区分	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。標識交付証明書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.75と同様のため回答不要	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	※No.75と同様のため回答不要	–	
83	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	廃車申告受付書	6	所有者　住所（所在地）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、廃車申告受付書においても同様に所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。廃車申告受付書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	諸元表の「内容」を以下の通り修正します。 ・項番8-10 原案（項番8-9）「」、（項番10）「"所有者"または"使用者"」 改案「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力」	賛成		賛成				賛成	所有者と使用者が異なる場合は表示する必要があるので、「対応内容」の改案が良いと考えます。	賛成	改案の内容が望ましいと考えられるため			賛成	No.78の意見にある通り、使用者情報は不要と考えますが、現帳票レイアウトに沿うことが前提の対応方針であるならば賛成です。	その他	意見のとおり、最重要項目である「納税義務者」を軸とし、それに付随する情報として「所有者」「使用者」の情報がある、という組み立ての方が分かりやすく、運用しやすいと考えます。 対応内容に記載の方向で修正するのであれば、納税義務者が所有者と同じ場合でも、空欄ではなく「所有者に同じ」と入った方がよいと思います。	その他	この意見を反映するならば、「項番6-10」の印字項目を「所有者」ではなく「納税義務者」とし、納税義務者の住所・氏名のみが記載されるようにすべきではないかと思います。	賛成	–		照会内容について回答する立場にございません。	その他	異論はございません。	その他	№83-87の意見に同意する形になるかと思いますが、所有者欄、使用者欄を標準オプション項目とし、納税義務者欄を実装必須項目として追加することを希望します。（仕様書上のレイアウトは所有者欄、使用者欄を削除し、納税義務者欄のみへ変更する） 弊社の現行パッケージが納税義務者欄のみ設けている状況です。 納税義務者区分には「"所有者"または"使用者"」が印字されれば、問題ないと考えます。	反対	既に開発済みのベンダもあると想定されるので、ここでの仕様変更は開発に影響があると考えます。 項番8-9については、修正前の状態（所有者情報、使用者情報をそれぞれ印字する）と変更案のどちらも許容するようにしていただければ、開発に一番影響がないと考えます。 項番10については、修正前のままで良いと考えます。			その他	現行の仕様で現行システムでは支障ない為、改修は不要と考えている。 改案についてだが、所有者と同じ場合は空欄ではなく必ず「所有者に同じ」と出力する仕様にした方が運用上の誤認を防げると考えられる。	反対	変更するのであれば「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力も可とする。」という表現にしてほしい。 既に元の仕様のとおり実装して自治体へも展開しており、改案の内容で作り直すことでさらなる標準準拠システム開発の遅れにつながります。 明らかな誤りで無ければ元々の仕様を否定する改変は標準準拠システム適用のための障害になるため、考慮をお願いいたします。	その他	「所有者に同じ」と出力するのは賛同しますが、空欄は避けるべきと考えます。改ざん防止や意図的に印字していないのか、不明なのか等、様々な解釈が発生してしまうためです。発行時に何らかの理由で内容変更が必要な場合は、帳票ID0130196で実現できると考えています。 また、納税義務者区分（項番10）について、使用者に同じ場合は「使用者に同じ」と出力する想定でしょうか。その想定でしたら、現仕様で満たすため変更不要かと考えます。			諸元表の「内容」を以下の通り修正します。 ・項番8-10 原案（項番8-9）「」、（項番10）「"所有者"または"使用者"」 改案「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力も可とする。」
84	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	廃車申告受付書	7	所有者　氏名（名称）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、廃車申告受付書においても同様に所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。廃車申告受付書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.83と同様のため回答不要	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	
85	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	廃車申告受付書	8	使用者　住所（所在地）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、廃車申告受付書においても同様に所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。廃車申告受付書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.83と同様のため回答不要	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	
86	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	廃車申告受付書	9	使用者　氏名（名称）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、廃車申告受付書においても同様に所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。廃車申告受付書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.83と同様のため回答不要	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	
87	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130096	廃車申告受付書	10	納税義務者区分	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者、納税義務者区分は実装必須項目	所有者、使用者、納税義務者区分の表示に代わって「納税義務者」を表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいもので、廃車申告受付書においても同様に所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。廃車申告受付書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に10件以上	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.83と同様のため回答不要	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	※No.83と同様のため回答不要	–	
88	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130103	照会事項回答書（共用）	14	所有者氏名（名称）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者の氏名（名称）、かな、住所、生年月日は実装必須項目	所有者、使用者の表示に代わって「納税義務者」として表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいものである。そのため、照会事項回答書においても納税義務者の情報を回答すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。照会事項回答書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に３件程度	②：現行システムでは使用していない帳票	担当課	反映する	修正	照会	諸元表の「内容」を以下の通り修正します。 ・項番18-21 原案「」 改案「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力」	賛成		賛成		賛成		賛成	所有者と使用者が異なる場合は表示する必要があるので、「対応内容」の改案が良いと考えます。	賛成	改案の内容が望ましいと考えられるため			賛成	No.78の意見にある通り、使用者情報は不要と考えますが、現帳票レイアウトに沿うことが前提の対応方針であるならば賛成です。	賛成		賛成		賛成	–		照会内容について回答する立場にございません。	その他	異論はございません。	その他	№88-95の意見に同意する形になるかと思いますが、所有者欄、使用者欄を標準オプション項目とし、納税義務者欄を実装必須項目として追加することを希望します。（仕様書上のレイアウトは所有者欄、使用者欄を削除し、納税義務者欄のみへ変更する） 標識交付証明書及び廃車申告受付書と同様に、納税義務者区分が印字されれば、問題ないと考えます。	反対	既に開発済みのベンダもあると想定されるので、ここでの仕様変更は開発に影響があると考えます。 項番18-21については、修正前の状態（所有者情報、使用者情報をそれぞれ印字する）と変更案のどちらも許容するようにしていただければ、開発に一番影響がないと考えます。			その他	現行の仕様で現行システムでは支障ない為、改修は不要と考えている。 改案についてだが、所有者と同じ場合は空欄ではなく必ず「所有者に同じ」と出力する仕様にした方が運用上の誤認を防げると考えられる。	反対	変更するのであれば「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力も可とする。」という表現にしてほしい。 既に元の仕様のとおり実装して自治体へも展開しており、改案の内容で作り直すことでさらなる標準準拠システム開発の遅れにつながります。 明らかな誤りで無ければ元々の仕様を否定する改変は標準準拠システム適用のための障害になるため、考慮をお願いいたします。	その他	「所有者に同じ」と出力するのは賛同しますが、空欄は避けるべきと考えます。改ざん防止や意図的に印字していないのか、不明なのか等、様々な解釈が発生してしまうためです。発行時に何らかの理由で内容変更が必要な場合は、帳票ID0130158で実現できると考えています。			諸元表の「内容」を以下の通り修正します。 ・項番18-21 原案「」 改案「所有者と同じ場合は空欄又は"所有者に同じ"と出力も可とする。」
89	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130103	照会事項回答書（共用）	15	所有者氏名かな	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者の氏名（名称）、かな、住所、生年月日は実装必須項目	所有者、使用者の表示に代わって「納税義務者」として表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいものである。そのため、照会事項回答書においても納税義務者の情報を回答すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。照会事項回答書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に３件程度	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.88と同様のため回答不要	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	
90	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130103	照会事項回答書（共用）	16	所有者住所	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者の氏名（名称）、かな、住所、生年月日は実装必須項目	所有者、使用者の表示に代わって「納税義務者」として表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいものである。そのため、照会事項回答書においても納税義務者の情報を回答すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。照会事項回答書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に３件程度	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.88と同様のため回答不要	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	
91	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130103	照会事項回答書（共用）	17	所有者生年月日	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者の氏名（名称）、かな、住所、生年月日は実装必須項目	所有者、使用者の表示に代わって「納税義務者」として表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいものである。そのため、照会事項回答書においても納税義務者の情報を回答すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。照会事項回答書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に３件程度	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.88と同様のため回答不要	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	
92	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130103	照会事項回答書（共用）	18	使用者氏名（名称）	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者の氏名（名称）、かな、住所、生年月日は実装必須項目	所有者、使用者の表示に代わって「納税義務者」として表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいものである。そのため、照会事項回答書においても納税義務者の情報を回答すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。照会事項回答書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に３件程度	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.88と同様のため回答不要	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	
93	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130103	照会事項回答書（共用）	19	使用者氏名かな	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者の氏名（名称）、かな、住所、生年月日は実装必須項目	所有者、使用者の表示に代わって「納税義務者」として表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいものである。そのため、照会事項回答書においても納税義務者の情報を回答すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。照会事項回答書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に３件程度	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.88と同様のため回答不要	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	
94	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130103	照会事項回答書（共用）	20	使用者住所	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者の氏名（名称）、かな、住所、生年月日は実装必須項目	所有者、使用者の表示に代わって「納税義務者」として表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいものである。そのため、照会事項回答書においても納税義務者の情報を回答すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。照会事項回答書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に３件程度	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.88と同様のため回答不要	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	
95	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130103	照会事項回答書（共用）	21	使用者生年月日	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	所有者、使用者の氏名（名称）、かな、住所、生年月日は実装必須項目	所有者、使用者の表示に代わって「納税義務者」として表示	⑤：過剰な要件	地方税法第463条の19により、種別割の納税義務者は当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式（第33号の５様式　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書）により、申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないと規定されているため、条例において、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者への標識及び標識交付証明書の交付について定めている。 当該標識は、課税していることを示すものであるため、標識交付証明書は、納税義務者へ課税客体に標識を交付した旨の証明書を交付すればよいものである。そのため、照会事項回答書においても納税義務者の情報を回答すればよいもので、所有者、使用者の表記を実装必須項目とすることは過剰な要件であるため。	システム上の入力は、納税義務者及び使用者を「所有者と同じ」と設定し、所有者に納税義務者の情報を入力する。照会事項回答書への表示は納税義務者の氏名（名称）及び住所（所在地）のみを表示（記載）する想定 使用頻度は１日に３件程度	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.88と同様のため回答不要	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	※No.88と同様のため回答不要	–	
133	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	0130036	納税通知書（納付書払い）（納付書一体型専用紙）	3	口座番号	①：表現の見直し	①：新規意見	備考欄「一部又は全部を伏字で表示できること」	備考欄「」（削除する）	③：業務精度向上	加入者口座番号は個人情報ではないため、「一部又は全部を伏字で表示できること」は不要と考えます。 （公開されております）	変更なし	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	事業者	反映する	修正	照会	ご意見を踏まえ、当該文言は削除します。	賛成		賛成		賛成		賛成	特に意見なし	賛成	不要であると考えられるため			賛成		賛成		賛成		賛成	–		照会内容について回答する立場にございません。	その他	異論はございません。	賛成		賛成				賛成	意見の趣旨に同意です。	賛成		賛成				備考欄「一部又は全部を伏字で表示できること」の文言を削除する。
135	軽自動車税	帳票レイアウト	0130036	納税通知書（納付書払い）（納付書一体型専用紙）		税額、合計金額など	①：表現の見直し	①：新規意見	全角表記	半角表記	③：業務精度向上	納付書部分に印字される金額項目は半角で定義されていますが、通知書部分は全角になっており、統一感がありません。	変更なし	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	事業者	反映する	修正	照会	ご意見を踏まえ、税額、合計金額を全角から半角に改定する方針ですが、現在の開発状況を踏まえた影響を賛否をご回答ください。	賛成	当該の仕様変更に賛成した場合においても、システム開発上は特段支障ありません。	賛成		賛成		賛成	特に意見なし	賛成	半角が望ましいと考えられるため	賛成		賛成		賛成		賛成	開発事業者にも問い合わせ、変更となっても特に問題ないとの回答をいただきました。現状の帳票でも半角で表示されているため、半角で統一することに問題ございません。	賛成	税額、合計金額を全角から半角に変更いただいても影響はございません。		照会内容について回答する立場にございません。	その他	異論はございません。	賛成		その他	全角でも半角でも、どちらでも問題ありません。			賛成	意見の趣旨に同意です。	賛成	弊社導入団体で全角の自治体はございません。半角が一般的であると考えます。	賛成	全角から半角にする程度なら、開発への影響は極小だと考えます。 それよりも、利用する住民にとって見やすい、見栄えのよい様式にしておくことの方が重要と考えております。			税額、合計金額を全角から半角に改定する。
137	軽自動車税	帳票レイアウト	0130036	納税通知書（納付書払い）（納付書一体型専用紙）		督促手数料、合計金額、課税年度	①：表現の見直し	①：新規意見	延滞金　　延滞年度　課税年度 督促手数料　合計金額 の配置	延滞金　　延滞年度 合計金額　課税年度 の配置（督促手数料を削除＋配置変更）	②：区民サービス向上	現在の帳票レイアウトの配置では、窓枠から個人情報（納税義務者住所、氏名）が見切れてしまう可能性が非常に高く、個人情報流出の危険性が高いことが想定されます。 よって、納税義務者欄～合計金額までの項目を窓位置の行位置に重ならないよう可能な限り下へ移動させるべきと考えます。 また、より窓枠と納税義務者住所との間に余白を設けられるよう（封筒内で帳票が偏った場合に対応）、滞納者でオプション項目となっている督促手数料を削除し、延滞金の下に合計金額を配置、延滞年度の下に課税年度を配置することが望ましいかと考えます。（これでさらに合わせて1行～2行程上がることができます）	変更なし	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	事業者	反映する	修正	照会	ご意見を踏まえ、レイアウトを見直す方針で検討します。	賛成		賛成		賛成		賛成	特に意見なし	賛成	レイアウトの変更が望ましいと考えられるため			賛成		賛成		その他	意見のとおり、レイアウトの配置は検討し直す必要があるとは思いますが、当市では令和4年度まで督促手数料を徴収しており、過年度分の帳票を出力する場合に「督促手数料」の項目が削除されると困ります。 「納期限」「延滞年度」「課税年度」 「税額」「督促手数料」「滞納額」 「延滞金」「合計金額」 といったようなレイアウトに変更することで対応できないでしょうか。	賛成	納税義務者欄～合計金額までの項目を窓封筒の行位置に重ならないよう可能な限り下へ移動させる方向については賛成します。現在も督促手数料を徴収していることから、督促手数料の項目は残す必要があると考えます。督促手数料を残したうえで、納税義務者欄～合計金額までを可能な限り下へ移動させる方針です。		照会内容について回答する立場にございません。	その他	異論はございません。	賛成		その他		賛成	現在の帳票レイアウトの配置では、窓枠から個人情報が見切れてしまうことについては、同意見です。 ただ、標準オプション項目である督促手数料を削除してしまった場合、督促手数料を印字するスペースが無くなってしまうため、問題があると考えます。 弊社としては、収納側の「0140036：口座振替不能通知兼納付書（専用紙）」「0140104：督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（専用紙）」等と同じく窓明細部分を同じ位置でレイアウトする必要があると認識しております。 それをベースに、「0130036：納税通知書（納付書払い）（納付書一体型専用紙）」の帳票レイアウトに沿って検討している様式を【③No.137【納税通知書（納付書払い）】】シートに添付いたします。 この配置の帳票レイアウトであれば、窓枠から個人情報が見切れてしまいません。	賛成	意見の趣旨に同意です。	反対	収納の帳票レイアウト「帳票ID014129_納付書」では、「督促延滞金部分（収納業務で定義）」に記載されます。つまり収納管理システムとの連携で帳票が作成されるので、督促手数料の削除は困難です。変更の際は収納業務への影響を考慮する必要があります。 また、現状想定している窓枠から個人情報（納税義務者住所、氏名）が見切れてしまうことも考えておらず、弊社では問題視しておりません。レイアウトの見直し自体が不要の認識です。	賛成	変更後案の様式を強く希望します。			意見を踏まえ、レイアウトを見直す。 また、「督促手数料」は標準オプション項目であるため、印字可能とする。
138	軽自動車税	帳票レイアウト	0130040	納税通知書（口座振替）（圧着紙）		お問い合わせ先	①：表現の見直し	①：新規意見	お問い合わせ先の表記（お問い合わせ先の見出しや配置）が他帳票と異なる	お問い合わせ先の表記（お問い合わせ先の見出しや配置）を他帳票と統一	②：区民サービス向上	当帳票のお問い合わせ先の配置が、他帳票と異なっています。ユーザビリティ向上、受け取る住民に疑問等を発生させないようにするため、配置は統一した方がよいと考えます。 （減免申請書も異なっているため、統一をお願いします）	変更なし	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	事業者	反映する	修正	照会	ご意見を踏まえ、問い合わせ先の見出しを追加する方針で検討します。配置については他帳票と同様に右下に配置しており、また、帳票レイアウトと完全準拠を要求するものではございませんので、変更はしない方針とします。	賛成		賛成		賛成		賛成	特に意見なし	賛成	見出しの追加が望ましいと考えられるため			賛成		賛成		賛成		賛成	–		照会内容について回答する立場にございません。	その他	異論はございません。	賛成		賛成				賛成	意見の趣旨に同意です。	賛成		賛成	見出しの追加は強く希望します。 配置について、右下で配置されているのは異論ありませんが、当帳票のみ一段目に郵便番号、二段目に住所が記載されているため、他帳票と合わせるべきと考えます。 また、照会事項回答書の問合せ先の見出しも帳票レイアウトから消えてしまっていますので、是非お願いいたします。			問い合わせ先の見出しを追加する。
165	軽自動車税	帳票レイアウト	0130036	納税通知書（納付書払い）（納付書一体型専用紙）	25	督促手数料、合計金額、課税年度	①：表現の見直し	①：新規意見	延滞金　　延滞年度　課税年度 督促手数料　合計金額 の配置	延滞金　　延滞年度 合計金額　課税年度 の配置（督促手数料を削除＋配置変更）	②：区民サービス向上	現在の帳票レイアウトの配置では、窓枠から個人情報（納税義務者住所、氏名）が見切れてしまう可能性が高く、個人情報流出の危険性が高いことが想定されます。 よって、納税義務者欄～合計金額までの項目を窓位置の行位置に重ならないよう可能な限り下へ移動させるべきと考えます。 また、より窓枠と納税義務者住所との間に余白を設けられるよう（封筒内で帳票が偏った場合に対応）、滞納者でオプション項目となっている督促手数料を削除し、延滞金の下に合計金額を配置、延滞年度の下に課税年度を配置することが望ましいかと考えます。（これでさらに合わせて1行～2行程上がることができます）	変更なし	④：スクラッチ開発で実装	事業者	反映する	修正	照会	※No.137と同様のため回答不要	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	※No.137と同様のため回答不要	–	
166	軽自動車税	帳票レイアウト	0130040	納税通知書（口座振替）（圧着紙）	24	お問い合わせ先	①：表現の見直し	①：新規意見	お問い合わせ先の表記（お問い合わせ先の見出しや配置）が他帳票と異なる	お問い合わせ先の表記（お問い合わせ先の見出しや配置）を他帳票と統一	②：区民サービス向上	当帳票のお問い合わせ先の配置が、他帳票と異なっています。ユーザビリティ向上、受け取る住民に疑問等を発生させないようにするため、配置は統一した方がよいと考えます。 （減免申請書も異なっているため、統一をお願いします）	変更なし	④：スクラッチ開発で実装	事業者	反映する	修正	照会	※No.138と同様のため回答不要	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	
287	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130040	納税通知書（口座）	45	問い合わせ先	①：表現の見直し	①：新規意見	左記帳票の問い合わせ先のタイトルがない	問い合わせ先を挿入して、他の帳票と合わせてほしい。	③：業務精度向上	問い合わせ先がほかの軽自動車税の帳票とレイアウトが違うため、統一していただけないものか。	出力の配置やレイアウトを統一し、市民の方に見やすいものであるべきものの為	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	※No.138と同様のため回答不要	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	※No.138と同様のため回答不要	–	
288	軽自動車税	帳票印字項目・諸元表	130052	軽自動車税（種別割）減免申請書	52	問い合わせ先	①：表現の見直し	①：新規意見	左記帳票の問い合わせ先のタイトルがない	問い合わせ先を挿入して、他の帳票と合わせてほしい。	③：業務精度向上	問い合わせ先がほかの軽自動車税の帳票とレイアウトが違うため、統一していただけないものか。	出力の配置やレイアウトを統一し、市民の方に見やすいものであるべきものの為	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	担当課	反映する	修正	照会	ご意見を踏まえ、問い合わせ先の見出しを追加する方針で検討します。	賛成		賛成		賛成		賛成	特に意見なし	賛成	見出しの追加が望ましいと考えられるため			賛成		賛成		賛成		賛成	–		照会内容について回答する立場にございません。	その他	異論はございません。	賛成		賛成				賛成	意見の趣旨に同意です。	賛成		賛成	見出しの追加を強く希望します。			問い合わせ先の見出しを追加する。